

## 概 要

個人住民税課税事務に関する特定個人情報保護評価書の修正及び同評価書の修正（案）に対する住民等からの意見募集について

住民税に関して、令和8年度申告分より、eLTAXを利用した個人住民税申告手続きの電子化が予定されております。

また、令和8年1月からの自治体情報システムの標準化・共通化に伴い、本市の基幹業務システムを、国が整備するクラウド環境（ガバメントクラウド）上に、国が作成する標準仕様書に準拠したシステムへ移行させる事務を進めております。

これに伴い、現行の個人住民税課税事務の特定個人情報評価書（全項目評価書）（以下、「特定個人情報保護評価書」という。）を修正した上で、特定個人情報保護評価の再実施が必要となります。

（修正箇所）

- ・ 現行の全項目評価書は、令和8年1月まで（ガバメントクラウド環境に移行する前まで）の評価であるため、新たに令和8年1月以降の評価内容へ修正する。
- ・ 個人住民税申告手続きの電子化に伴い、地方税ポータルシステム（eLTAX）と連携したマイナポータル申請管理から住民税申告データをダウンロードして利用することとなるため、それに即した評価内容へ修正する

これらは、特定個人情報ファイルに対する重要な変更（特定個人情報保護評価に関する規則第11条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの）に該当するため、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）に当該変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施する必要がある、その中で住民等から意見聴取を行うように定められております。

つきましては、当該変更を反映した特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）を作成しましたので、その内容について市民より広く意見を募集します。